

# 「負動産」処分 しませんか？

弁護士 村上 光平

価値もなく、利用も  
できず、管理費や固定  
資産税が発生するだけ  
のいわゆる「負動産」。

手放したい！という  
方は珍しくありませ  
ん。そんな不動産の所  
有者のもとに、処分を  
勧誘するお手紙が届  
くことがあります。

それ、原野商法と呼  
ばれる詐欺かもしれま  
せん。

北事務所を担当し  
た事案の中には、北海  
道に持っている原野を  
高額で購入すると持ち  
かけられました。実  
際には別の不動産との

交換契約であり、費用  
等で逆に20万円を支  
払わされたという事案  
がありました。

このような原野商  
法は、不動産の処分に  
困っている方がター  
ゲットにされます。人  
が困っているところを  
だます非常に悪質な  
手口ですね。

みなさんも怪しい！  
と思ったら家族や弁護  
士に相談をしましょ  
う。



生活に関わるお悩み、気軽に「くらし」相談ください

「くらし支える相談センター」 052191617702  
平日13時～17時

## ■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下  
306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

## 北医療生協 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよ  
う、相談希望日をお聞きし、弁護士との  
日時の調整を行っています。申し込み  
の際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554

(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所

(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10  
第5水光ビル3階